

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術件数実績
 〈令和5年1月～令和5年12月〉（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む）

・区分1に分類される手術 手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	28
イ	黄斑下手術等	126
ウ	鼓室形成手術等	11
エ	肺悪性腫瘍手術等	147
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	62

・区分2に分類される手術 手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等	5
イ	水頭症手術等	58
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	77
エ	尿道下裂形成手術等	9
オ	角膜移植術等	0
カ	肝切除術等	52
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	5

・区分3に分類される手術 手術の件数

ア	上顎骨形成術等	29
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	3
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	7
キ	同種腎移植術等	0

・区分4に分類される手術の件数 手術の件数

胸腔鏡下・腹腔鏡下手術等	473
--------------	-----

・その他の区分に分類される手術 手術の件数

人工関節置換術	169
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	52
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	152
経皮的冠動脈形成術	129
急性心筋梗塞に対するもの	74
不安定狭心症に対するもの	12
その他のもの	43
経皮的冠動脈粥腫切除術	0
経皮的冠動脈ステント留置術	93
急性心筋梗塞に対するもの	10
不安定狭心症に対するもの	26
その他のもの	57